

第5章 景観重要建造物または景観重要樹木の指定の方針

5-1 景観資源となる建造物と樹木の活用

4章では景観に与える影響の大きい建築物などに制限を与えることで、景観形成を行うものでした。これに対して、本章では、既にある景観上価値の高い建造物や樹木を保全活用するための仕組みについて述べています。歴史的な建造物や樹木については、文化財として保存を図る仕組みがあります。これらの景観も魅力的ですが、文化財以外にも景観資源となるものに光をあてて、その保全、活用を支援するために、景観重要建造物、景観重要樹木に指定し、景観形成をすすめます。指定することによって、所有者や管理者は外観に関する変更の規制や一定の管理の義務が生じますが、管理協定を結ぶことによる管理の負担の軽減や、建築基準法の制限の一部緩和などが可能となります。本景観計画では、その指定の考え方を示し、具体的な指定は、順次行っていきます。

5 - 2 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針をそれぞれ以下のように定めます。

① 景観重要建造物

道路や公共の場所から望見することができ、次のいずれかに該当するものについて、所有者の意見を聞き、同意を得た上で、景観重要建造物として指定します。

- (ア) 地域の自然、歴史、文化、産業の特色をよく表しているもの
- (イ) 住民に親しまれ、シンボリックな存在となっているもの
- (ウ) 伝統的な様式や技術が用いられ、地域の規範になっているもの
- (エ) 町角に位置する、田園の点景になる、集落のランドマークになるなど、地域の景観形成上重要な位置にあるもの
- (オ) 再び造ることが困難なもの
- (カ) 住民活動の拠点として活用され、人々に愛されているもの

② 景観重要樹木

道路や公共の場所から望見することができ、次のいずれかに該当するものについて、所有者の意見を聞き、同意を得た上で、景観重要樹木として指定します。

- (ア) 地域の自然、歴史、文化、産業の特色をよく表しているもの
- (イ) 寺社林や段丘など、地域の骨格構造を際立たせるもの
- (ウ) 住民に親しまれ、シンボリックな存在となっているもの
- (エ) 遺跡や文化財的価値の高い建造物や石碑などに近接し、その位置をよく認識させる目印となっているもの
- (オ) 町角に位置する、田園の点景になる、集落のランドマークになるなど、地域の景観形成上重要な位置にあるもの
- (カ) 品格や風格が備わり、優れた樹容のもの
- (キ) 景観体験軸・沿道区域から目につきやすいもの

景観重要建造物のイメージ



(ア) 地域の自然、歴史、文化、産業の特色をよくあらわしているもののイメージ



(ウ) 伝統的な様式や技術が用いられ、地域の規範になっているもののイメージ

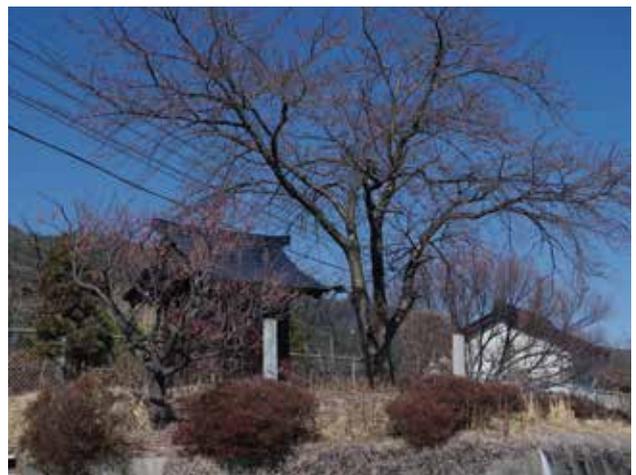


(エ) 町角に位置する、田園の点景になる、集落のランドマークになるなど、地域の景観形成上重要な位置にあるもののイメージ

景観重要樹木のイメージ



(イ) 寺社林や段丘など、地域の骨格構造を際立たせるもののイメージ



(エ) 遺跡や文化財的価値の高い建造物や石碑などに近接し、その位置をよく認識させる目印となっているもののイメージ



(オ) 町角に位置する、田園の点景になる、集落のランドマークになるなど、地域の景観形成上重要な位置にあるもののイメージ